

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和6年5月29日
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和6年1月22日（月）から同年2月20日（火）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| No. | 案に対する御意見の要旨 | 御意見に対する厚生労働省の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>劇物としての濃度を25%以下から30%以下に修正されると書いてありますが、基準値を甘くするのをやめていただきたい。</p> <p>ただでさえ日本の安全基準は海外に劣っている。</p> <p>学生時代に海外で使用禁止の着色料を未だ日本は使っていると習ってから20年以上、未だにこれらの規制さえされない中、農業用品目は生きて行く上で欠かせない食材も含まれるはずである。こんな風にこっそり緩和しようとするのであれば、農業用品目に（劇物の何を何%使用して作りました）と表示義務をつけるべきである。</p> | <p>今般の改正は、令和5年度第1回薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会で審議され、2-イソプロピルー4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）の30%以下のマイクロカプセル製剤について、毒物又は劇物の指定基準に該当しないことが確認されたことから、除外するマイクロカプセル製剤の含有割合を25%以下から30%以下に改めるものです。</p> |

こういう改正をこっそりと意見は募集しましたよと体裁を取り繕うのはやめていただきたい。

昨今、化学物質過敏症の人たちが増えている。

SDGsを進めるというのであれば、マイクロカプセルを何故使用不可にしないのか？マイクロプラスチックやマイクロカプセルは現在の技術では水や物質から分離できないはず。体内に深く潜り込み血液に乗って全身に循環してしまうような危険物は国を挙げて禁止していただきたい。

安全で安心できる食べ物を国民があたりまえに買えるよう、危険なものを排除し、厳しくしていただきたい。緩和するなんておかしい。